

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

政府

-----

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

-----

第 60/2015/ND-CP 号

ハノイ、2015 年 6 月 26 日

政府が 2012 年 7 月 20 日に公布した、証券法及び証券改正法の一部条項及び施行を詳細に規定する政令第 58/2012/ND-CP 号一部条項を改正・追加する政令

2001 年 12 月 25 日付けの政府組織法に基づき、

2005 年 11 月 29 日付けの企業法に基づき、

2014 年 11 月 26 日付けの投資法に基づき、

2006 年 6 月 29 日付けの証券法、2010 年 11 月 24 日付けの改正証券法に基づき、

財務省大臣の要請を検討した結果、

政府は、2012 年 7 月 20 日に公布した証券法及び証券改正法の一部条項及び施行を詳細に規定する政令第 58/2012/ND-CP 号一部条項を改正・追加する政令を公布する。

**第 1 条** 2012 年 7 月 20 日に公布した、証券法及び証券改正法の一部条項及び施行を詳細に規定する政令第 58/2012/ND-CP の一部条項を以下のように改正・追加する。

1. 第 2 条第 2 項・第 13 項を改正し、第 20 項・第 21 項・第 22 項・第 23 項・第 24 項を追加する。
2. 交換用株式の売出しとは、株式の売出しおよび追加発行された株式を他企業の株式・出資分、または債権者に対する発行組織の借入と交換することである。
13. 外国保有比率とは、公開会社・証券ビジネス組織・証券投資ファンドにおける外国投資家全員・資本金 51%以上保有する外国投資家の経済団体が保有する株式・決議権出資分の合計比率である。
20. Upcom 取引システムとは、上場していない公開会社の株式・公開証券売出し形態で、民営化する国営企業の株式を取引する場所である。
21. 外国投資家とは以下の者である。
  - a) 外国籍の個人。
  - b) 外国の法律に従って設立され、ベトナムにおいて投資・営業をしている組織。
22. 証券ビジネス組織とは、証券会社、ファンド管理会社である。
23. カバードワラントとは、証券会社が発行した担保財産付きの証券であり、設定時点において、またはその時点の前に、所有者が事前に確定された価格で基礎証券を売出ししたり（コールカバード

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

ワラントの場合)、その発行組織へ売却させたり(プットカバードワラントの場合)、或いはその実行時点における権利行使価格及び基礎証券市場価格との差額を受け取るものである。

24. 債権者とは、貸付側または債務履行を要請する権利を有する組織・個人である。

**2. 第2条の次に、第2a条を以下のように追加する。**

### **第2a条 ベトナム証券市場における外国保有比率**

1. 公開会社における外国保有比率を以下に述べる。

a) ベトナムの加盟した国際条約が外国保有率について規定している場合は、国際条約に従う。

b) 投資法、関連法が外国保有比率について規定している分野・業界である公開会社は、その法律の規定に従う。

条件付きの分野・業界の公開会社であるが外国保有比率に関する詳細規定がない場合の外国保有最大比率は49%である。

c) 複数の分野・業界で活動する公開会社で、分野・業界別の外国保有比率に相違がある場合は、国際条約に異なった規定がある場合を除き、外国保有比率が規定された外国保有最低比率を超えてはならない。

d) 本項のa・b・cの規定に該当しない公開会社の場合は、会社定款に異なった規定がある場合を除き外国保有比率は無制限である。

2. 公開証券売出し形態で民営化する国営企業の場合の外国保有比率は、民営化の法律に従って実行される。民営化の法律がその比率について規定していない場合、その比率は本条第1項に従って実行される。

3. 外国投資家の債券への投資は以下の通り。

a) 関連法または発行組織に異なった規定がある場合を除き、外国投資家は国債・政府保証付き債券・地方債・社債へ無制限に投資することが出来る。

b) 転換債券を発行する場合、発行組織は株式へ変換する期限または株式買取り期限において、本条第1項・第2項の外国保有比率の規定を遵守しなければならない。

4. 発行組織の定款に異なった規定がある場合を除き、外国投資家は証券投資ファンドの出資証券・公開会社の議決権が付かない株式・派生証券・預託証券へ無制限に投資することが出来る。開放ファンド・外国保有比率が51%以上になる証券投資ファンド以外は、外国投資家に対する投資条件・手続が経済団体の出資や株式・出資分買取りの規定に従って実行される。

5. 公開会社、上場会社は外国保有比率を国家証券委員会へ報告し、自己および証券取引所とベトナム証券預託センターのウェブサイトの情報公開しなければならない。

**3. 第4条を以下のように改正・追加する。**

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

#### 第4条 公開会社の私募債売出し条件

1. 公開会社の私募債売出し条件は次の通り。

a) 売出し計画及び運用計画を承認した株主総会の決定がある。それらの計画は売出し目的・売出しされる投資家または売出しされる投資家の選定指標・投資家数・予定する売出し規模を明確に確定しなければならない。

以下の場合、これらの計画は株主総会の承認を得るため、投資家を明確に確定しなければならず、株主総会の承認を得た後で変更することが出来る。

- 組織・個人または組織・個人のグループ、その組織・個人の関係者に売出しを行うことによって、それらの対象者が保有する比率が証券改正法第1条第11条に規定した保有比率を超える場合。

- 組織・個人または組織・個人のグループ、その組織・個人の関係者へ1回の売出しに、または12ヶ月以内に行った売出し各回に、発行組織の資本金10%以上売出しする場合。

b) 証券改正法第1条第6項に規定した譲渡制限期間または売出し各回の間隔を守ること。

c) 発行組織が条件付分野・業界である企業の場合、関連法に規定した条件を満たしていること。

d) 発行組織が売出しされる組織の親会社でなく、または両組織が同じ親会社の子会社でないこと。

2. 公開会社の債務交換を目的とする私募債売出しの条件は以下の通り。

a) 売出し計画を承認した株主総会の決定がある。売出し計画は目的・予定する売出しの株数・債権者のリスト・交換される債務の金額・債権者別の交換予定株数・確定方法・交換比率を明記しなければならない。確定方法及び交換比率は関係者以外の承認された会計監査機関や価格鑑定機能のある証券会社（以下は「独立価格鑑定機関」という）のコメントがなければならない。実施予定の交換比率及び独立価格鑑定機関が確定した適切交換比率に相違ない場合は、取締役会が説明文を準備し、株主総会が検討し、決定すること。

b) 交換できる債務は最新財務諸表に説明され、会計監査または確認を受け、株主総会が承認した債務であること。

c) 発行組織・債権者が条件付き分野の企業である場合は、関連法律の規定に従ったその他条件を満たさなければならない。

d) 本条第1項のbに規定した条件を満たしていること。

e) 発行組織が債権者の親会社、または発行組織及び債権者が同親会社の子会社でないこと。

3. 公開会社でない株式を交換するために株式を売出したり、または確定株主の1人または複数人に株式を売却し、有限会社の出資分を交換する条件は以下の通り。

a) 売出し計画を承認した株主総会の決定がある。売出し計画は目的、売出し予定株数、投資家名簿、交換用の発行予定株数、各投資家の交換を受ける株数・出資分、確定方法、交換比率を明記しな

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

ればならない。確定方法及び交換比率に関して、独立価格鑑定機関の意見がなければならぬ。予定交換比率及び独立価格鑑定機関が確定した合理的交換比率と相違する場合、取締役会は説明文を作成し、株主総会での検討、決定を仰ぐこと。

他の公開会社の確定した株主1人または複数人の株式を交換することによって、交換される株式を有する公開会社における発行組織の保有比率が証券改正法第1条第11項に規定した公開買付け比率を超える場合は、交換される会社の株主総会の承認を得なければならない。

b) 交換できる株式または出資分は株式会社・有限会社の定款、またはその他関連法律に規定した譲渡制限に該当しないこと。

c) 発行組織、交換される株式または出資分を有する会社が条件付き分野の企業である場合は、関連法律の規定を満たし、統合・合併用交換の場合は、経済の活性化に関する法律に規定した条件を満たすこと。

d) 本条第1項のbに規定した条件を満たすこと。

e) 交換される株式または出資分を有する会社の財務諸表は、会計監査機関によって監査される。会計監査機関の監査結果は全て承認される。

f) 発行組織が交換される株式または出資分の親会社、または両機関が同じ親会社の子会社でないこと。

4. 私募債の売出し、債務交換を目的とする私募債売出しを行う証券ビジネス組織は、本条第1項・第2項の規定を満たさなければならない。証券ビジネス組織は、同業の他の証券ビジネス組織と統合・合併を目的に株式または出資分交換用の株式を売出したり、または財務省のガイダンスに従った株式会社への転換を目的に私募債を売出すことが出来る。

#### 4. 第5条を以下に改正・追加する。

##### 第5条 公開会社の私募債売出し書類

1. 公開会社の私募債売出し書類は以下のものを含む。

a) 本政令添付資料の付録01のフォームに従った私募債売出し登録書の原本。

b) 株主総会の会議議事録原本またはコピー、売出し計画及び資金運用計画を承認した株主総会及び取締役会の決定原本、添付される売出し計画及び資金運用計画・売出しされる投資家名簿（ある場合）、各投資家に対する売出し予定株数。

c) 投資家への売出しに関する情報提供資料（ある場合）。

d) 発行組織が本政令第4条第1項のcの規定を満たしたと証明する権限機関の書類または相当する書類のコピー。

e) 本政令第4条第1項のdの規定の順守に関する発行組織及び売出しされる投資家の誓約書原本。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

2. 債務交換用の私募債売出し書類は以下の通り。

a) 本条第1項の a・b・c に規定した書類各種。

b) 承認された会計監査機関の監査を受けた発行組織の最新年度財務諸表及び確認を受けた最新半期財務諸表の原本。財務諸表に説明されていない債務がある場合は、株主総会の承認を得、債権者名簿及び各債務の金額を承認した会計監査機関の書面がなければならない。

c) 発行組織・債権者が証券ビジネス組織である場合を除き、発行組織・債権者が本政令第4条第2項cの規定を満たしていることを証明した権限機関の書類またはその他合法的な書類のコピー。

d) 確定方法及び交換比率に関する独立価格鑑定機関の書面及び取締役会の説明文（ある場合）の原本。

e) 本政令第4条第2項eの規定の順守に関する発行組織及び債権者の誓約書の原本。

3. 株式会社の株式または有限会社の出資分交換用の私募債売出し書類は以下の通り。

a) 本条第1項の a・b・c に規定した資料各種。

b) 交換される投資家の株式または出資分が譲渡制限されないことに関する交換される株式・出資分保有者による誓約書、または交換される株式或いは出資分を有する会社の法律上の代表者による承認書の原本。

公開会社の確定した株主1人または複数人の株式を交換することによって、その公開会社における発行組織の保有比率が証券改正法第1条第11項に規定した公開購入比率を超える場合は、交換を承認した交換される会社の株主総会の決定を追加しなければならない。通知と競争管理機関の意見を得なければならない経済の活性化に関する活動の場合は、上述した機関の書面または競争に関する法律に規定された権限機関の意見を追加しなければならない。

c) 交換される株式または出資分を有する会社の会計監査を受けた財務諸表。

d) 発行組織、交換される株式または出資分を有する会社が本政令第4条第3項cの規定を満たしていることを証明した権限機関の資料、またはその他正当な資料のコピー。

e) 本政令第4条第3項eの規定を満たしていることに関する発行組織及び交換される株式または出資分を有する発行組織の誓約書の原本。

4. 株式会社である証券ビジネス組織の私募債売出し書類は以下の通り。

a) 売出し目的別の本条第1項・第2項に規定した資料各種。

b) 会計監査を受けた最新財務諸表及び投資家が資本金追加目的の合法的な資金があることを証明した合法的な資料。

5. 第6条を以下に改正・追加する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

## 第6条 公開会社の私募債売出し書類

1. 発行組織は私募債売出し書類を国家証券委員会へ送付する。
2. 私募債売出し書類が十分かつ適切な場合、私募債売出し書類を受けた日付から5日以内に国家証券委員会は、発行組織の書類追加・修正を要請する書面による意見を出さなければならない。十分かつ適切な書類の受理は、発行組織が書類追加・修正を完成した時点から計算される。
3. 十分かつ適切な書類を受けた日付から15日以内に、国家証券委員会は発行組織へ通知し、発行組織の私募債売出し書類を全て受けたことをウェブサイトに掲載する。
4. 債務交換または他の会社の株式或いは出資分交換を目的とする場合を除き、発行組織はエスクロー口座を開設し、証券法第21条第3項の規定に従って調達される資金を受けなければならない。
5. 売出し完了日から10日以内に発行組織は本政令添付の付録02のフォームに従った売出し結果報告書と添付される売上金を預けるエスクロー口座を開設した商業銀行の承認書を国家証券委員会へ送付する。本政令第4条第2項・第3項に規定した場合、売出し結果報告書は交換株式を受けた側による承認書を添付しなければならない。

## 6. 第7条第2項・第3項・第4項を以下に改正し、第5項を以下に追加する。

2. 国家証券委員会の書面による要請に従って書類を修正・追加・説明する。
3. 国家証券委員会が私募債売出し登録書類を十分に受けた日付から、登録した計画に従って売出しを実行し、売出し活動は90日間以内で完了しなければならない。
4. 株主総会の委任を受けた場合、または会社の定款に従った場合に、取締役会は資金運用計画における確定指標または資金を受ける機関・資金運用目的の内容を変更することが出来る。上述の内容を変更する取締役会の決定があった日付から10日以内に、発行組織は、本政令添付の付録03のフォームに従って、国家証券委員会へ報告し、かつ発行組織のウェブサイトにおいて変更情報を公開し、証券及び証券市場の法律に従った公開会社の情報公開義務を果たすこと。全ての変更は最も早期に行う株主総会で報告されなければならない。
5. 発行組織は、会計監査機関が承認した資金運用報告書を株主総会で公開し、会計監査機関が承認した年度財務諸表に売上金の運用について詳しく解説しなければならない。本規定は、債務交換または株式・出資分交換を目的に株式売出しを行う公開会社の場合には適用しない。

## 7. 第9条を以下に改正・追加する。

## 第9条 公開証券売出しに関する総則

1. 組織・個人は以下の場合のみに、公開証券売出しを行うことが出来る。
  - a) 民営化の法律、企業へ投資した政府資金の管理及び運用に関する法律に従った株式会社へ転換する国営企業の証券売出しの場合を除く証券法第12条、証券改正法第1条第7項に規定した公開証券売出し条件を満たした企業。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

b) 本政令第 12 条・第 13 条・第 14 条に規定した企業設立目的の公開証券売出し。

2. 以下の場合を除き、公開証券売出し登録は発行組織によって実行されなければならない。

a) 企業へ投資した政府資金の管理及び運用に関する法律、民営化の法律に従って、政府保有の出資分を売出しす国家保有の代表機関、グループ、公社、国营企業。

b) 公開保有出資分を売出しす大株主。

3. 発行組織が公開証券売出しを登録した株数の一部を、確定した一人または複数の投資家へ売出しを行う場合（既存株主へ会社における彼らの保有比率と相当する売出しまたは労働者への売出しの場合を除く）は、株主総会が相違を承認する以外に、既存株主に対する売出し条件より株主に対する売出し条件・権利及び義務の方を実施しやすく設定してはならない。株主総会及び取締役会は本政令第 4 条第 1 項の規定に従って指標や投資家の名簿を確定しなければならない。上述の売出し株数は売出し完了日から 1 年間以内は譲渡が制限される。

4. 売上金は証券法第 21 条第 3 項の規定に従ってエスクロー口座へ送金されなければならない。発行組織は、売出しを完了し、国家証券委員会へ報告するまでに、いずれかの形態においてもエスクロー口座に預けた資金を使用してはならない。発行組織が商業銀行である場合は、金額を閉鎖するため、その他商業銀行を選定しなければならない。エスクロー口座の開設銀行は発行組織の関係者ではないこと。

5. 売出し完了日から 10 日以内に発行組織は国家証券委員会へ報告し、売上金に関するエスクロー口座開設商業銀行の承認が添付される売出し結果の情報を公開しなければならない。

6. 売出し結果報告書を受けた日付から 03 日以内に、国家証券委員会は売出し結果承認の通知書を発行組織・証券取引所・ベトナム証券預託センターへ送付しなければならない。

7. 国家証券委員会からの売出し結果承認の通知書を受けた後、発行組織は本政令第 56 条第 1 項に従って売上金の閉鎖停止と登録・預託・取引登録・証券上場の手続を要請される。

ベトナム証券預託センターは、証券取引所と協力し、集中的に預託登録した証券を Upcom 取引システムで取引させるように責任を負う。発行組織は、取引登録手続完了について証券取引所からの通知を受け取って 25 時間以内に、Upcom システムにおける取引登録について情報公開責任を負う。

## 8. 資金運用報告

a) 株主総会が実行を委任した場合のみにおいて、取締役会は資金運用目的を変更することが出来る。取締役会が株主総会の委任に従って資金運用目的変更を決定した場合は、資金運用目的変更決定が出た日付から 10 日以内に、発行組織は本政令添付の付録 04 のフォームに従って国家証券委員会へ報告し、添付の変更に関する取締役会の決定及び権限機関の関連資料（ある場合）を送付し、変更に関する情報公開を実行しなければならない。資金運用目的変更は最も早期に開催する株主総会で報告されなければならない。

b) 投資計画実行の資金調達の場合、売出し完了日から計画完了日まで、または調達した資金の運用終了まで、発行組織は 6 ヶ月毎に本政令添付の付録 05 のフォームに従って、国家証券委員会へ報告し、売上金の運用進捗について情報公開をしなければならない。発行組織は、会計監査機関が承認

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

した資金運用報告書を株主総会で公開し、会計監査機関が承認した年間財務諸表における売上金の運用を詳しく説明しなければならない。

#### 8. 第 18 条第 2 項を以下に改正する。

2. 以下の条件を満たすこと。

a) 売出し登録時点までに営業結果が黒字である。

b) 以下の場合を除き、統合・合併の日付から営業活動期間が 1 年以上である。

- 統合・合併年度の前年度における営業結果が黒字で、統合・合併時点までに累計損失がない統合・合併に参加した機関、または

- 政府首相が承認した再編プログラムに従った統合・合併後に成立した機関。

#### 9. 第 23 条第 2 項の a を以下に改正する。

a) 株主総会が承認した発行及び交換の計画があり、外国投資家に適用する条件・保有比率に関連する投資の法律・その他法律の規定を満たす場合。（外国投資家に参加する場合）

#### 10. 第 28 条の次に第 28a 条を以下に追加する

##### 第 28a 条 海外での出資証券の売出し及び上場

ファンド管理会社は海外で売出しを行い、資金調達を行った上で海外でのファンドを設立し、海外でベトナムにおいて設立したファンドの出資証券を上場することが出来る。海外での資金調達、出資証券売出し・上場については国家証券委員会に報告し、外国為替管理の法律及び関連法律の規定を遵守しなければならない。海外においてベトナムで設立したファンドの出資証券を上場する場合は、ファンドの投資家総会の承認を国家証券委員会へ報告しなければならない。

#### 11. 以下に第 37 条第 1 項の b を改正し第 1 項の g を追加し、第 2 項を改正する。

b) 資本剰余金、未処分税引後利益、法律の規定に従って資本金増資に運用できる自己資本、その他の資金等、自己株式を買取りするための資金がある。

g) 金庫株式として自社の株式を買取りした場合、その買取り全株数は流通している普通株式の 30% を超えてはならない。

2. 以下の場合、自己株式の買取りは本条第 1 項の規定が免除される。

a) 企業法第 129 条に規定される株主の要請に従った自己株式の買取り。

b) 労働者用の新株発行規定に従った社員からの株式買取り、配当金支払を目的とする新株発行の計画に基づいた私募債、自己資本から新株の発行、これらは本政令のガイダンスに従って実行される。

c) 国家証券委員会の規定に従って、取引のミスを修正するために証券会社が自己株式を買取る場合。



【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

## 12. 第 38 条第 1 項・第 2 項の d を以下に改正する

d) 本政令第 37 条第 2 項に規定した場合を除き、出資証券取引結果を報告した日付から 6 ヶ月以内に自社株式を買取りすること、または資本金増資を目的とする株式売出しおよび発行完了日から 6 ヶ月を経っていないこと。

2. 会社における保有比率に即した株式の買取りまたは会社が発行済み株式に対する公開購入を行う場合、或いは裁判所の決定や判決・仲裁機関の判決に従った株式買取りの場合を除き、会社は金庫株式として以下の株主から株式を買取りしてはならない。

a) 証券法の規定に従った会社の管理職及び会社関係者。

b) 法律及び会社定款の規定に従った譲渡制限株式の所有者。

c) 発行元が証券取引所に取引登録をした場合や上場した場合、また証券売買注文形態による取引の場合を除く、証券法の規定に従った大株主。

## 13. 第 39 条第 1 項・第 4 項を以下に改正する。

1. 公開会社は、社内労働者への賞与のために売却または使用される場合、或いは本政令第 37 条第 2 項に規定した場合の自己株式買取りを除き、自己株式の買取りが完了した日付から 6 ヶ月経過後にその株式を売却することが出来る。公開会社は資本金減資を目的に自己株式を廃棄したり資本金増資を目的に売却または賞与株式として使用することは出来るが、担保財産・出資または交換とする財産を使用してはならない。

4. 公開または私募債売出しの形態で自己株式を売却する場合は、公開会社が公開または私募債売出しに関する規定に従って実行する。

## 14. 第 41 条第 3 項を以下に追加する。

3. 公開証券競売に参加する場合、証券改正法第 1 条第 11 項に規定した株式保有比率と同様比率または超えた比率で買取り予定がある際には組織・個人は公開購入に関する規定を実施することができる。

## 15. 第 53 条第 3 項の a・b・c を以下に改正する。

a) クローズドエンドファンド、不動産投資ファンド、上場投資信託ファンドまたは公開証券会社である。

b) 証券投資ファンドの代表委員会の役員または証券会社の取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長、会計長や取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長、会計長（ある場合）との関係者である大株主は上場した日付から 6 ヶ月以内に保有する株数の 100%を、次の 6 ヶ月にその株数の 50%を保有することを約束する。

不動産投資ファンドが、発行済み出資証券の 30%以上を相当する不動産を現物として出資を受ける場合、現物出資する投資家は、出資した時点から 3 年間以内に流通している出資証券の 30%以上を、次の 3 年間に 15%以上を保有しなければならない。また不動産出資による投資家が発行済み出資証

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

券の保有が 15%に至らない場合は、出資した時点から 6 年間以内に保有する出資証券の 100%を保有しなければならない。

c) 専業投資家を除き、公開ファンド出資証券の所有者が最低 100 人以上、または公開証券会社の保有株主が最低 100 人以上であること。この規定は上場投資信託ファンドに適用しない。

#### 16. 第 55 条を以下に改正し追加する。

##### 第 55 条 統合・合併された会社の株式上場、他の企業の株式・出資分変更用の新株発行、カバードワラントおよび証券取引所の再編の場合

1. 財務省は証券取引所における証券の上場を指導する。

a) 企業統合・合併を経て成立した組織。

b) 上場企業が対象会社の株式・出資分を交換に新株を発行し、資本金（発行前）を 50%増資させる場合。

c) 証券会社が発行したカバードワラント。

2. 証券取引所の再編を行う場合、本政令第 53 条・第 54 条に規定した上場条件を適用する。証券取引所における上場地区の分類は政府首相の決定に基づいて行われる。

#### 17. 第 53 条を以下に改正し、追加する。

##### 第 56 条 未上場公開会社（Upcom）の取引登録・上場

1. 上場・取引登録した株式の場合を除き、公開売出しした株式は以下の原則に従ってベトナム証券預託センターに集中して預託するため、Upcom システムへの取引登録、証券取引所への上場がなされなければならない。

a) 民営化の法律に従った国営企業の民営化を目的とする公開株式売出し完了日から 90 日以内に、また証券の法律に従ったその他企業の公開株式売出し完了日から 30 日以内に、発行元は企業再登録（ある場合）の手續を全て完了しベトナム証券預託センターに株式預託を登録し Upcom システムに取引を登録しなければならない。

b) 国営企業が本政令第 22 条の規定に従って公開株式売出しの形態で民営化し、本政令第 53 条・第 54 条に規定した上場条件を全て満たした場合、企業は売出し完了後、すぐ上場についての関係書類を提出し、株式売出しの結果を国家証券委員会へ報告しなければならない。

2. 財務省は、Upcom システムでの取引登録・上場・追加取引登録の書類・手續きについて詳細を規定する。

#### 18. 第 57 条第 2 項の b、第 4 項の g を以下に改正する

b) 株式上場を承認した株主総会の決定原本または民営化プロジェクトを承認した権限を有する国家機関の決定原本（民営化実行の国営企業株式上場の場合）。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

g) 上場登録時点における監査銀行による承認付きのファンド・証券投資会社の投資品目報告書原本。上場投資信託ファンドによる出資証券上場登録の場合は、運用指数契約書及びファンド出資者との契約書を追加しなければならない。

**19. 第 59 条第 2 項の b を以下に改正する。**

b) 新株発行の場合における証券売出し登録書または国家証券委員会が発行したその他資料の写し。

**20. 第 60 条第 1 項の e、第 2 項の a、第 4 項を以下に改正する。**

1. 以下いずれかに該当する場合、証券の上場が取消される。

e) 上場組織の損害による終了、または合併・統合・分割・解散・破産により上場条件を満たさない、或いは発行元が他の株式・出資分を変更するため、流通している株数の 50%以上の売出しや新株を発行した場合。証券投資ファンドが活動を中断する場合。上場組織が公開会社の条件を満たさない場合。

2. 上場組織が上場の取消しを要請し以下の条件を満たした際に、証券の上場が取消しされる。

a) 上場取消しの条件：

-企業の法律に従って、上場取消しの決定が株主総会の決議を通過して承認され、またその総会の投票株主の最低 51%以上が大株主ではない株主であること。

-上場取消しは証券取引所での上場開始日から 2 年以上経過しない場合、実行することはできない。

4. 上場を取消した後も公開会社の条件を満たした会社の株式は、取消し後、すぐに Upcom 取引システムに取引を登録しなければならない。株式上場取消し・Upcom 取引システムでの取引登録、ファンド出資証券・証券会社株式の上場取消しは財務省の指導に従って実行される。

**21. 以下に第 71 条第 9 項を改正し、第 11 項・第 12 項・第 13 項を追加する。**

9. 外国投資家は以下の原則に従って、証券ビジネス組織を設立することが出来、証券ビジネス組織の資本金を無制限に所有するため、株式・出資分を買取りすることが出来る。

a) 本条第 10 項に規定した条件を満たした外国投資家は証券ビジネス組織の資本金 100%の所有を目指して買取りし、100%外資系の証券ビジネス組織を設立することが出来る。

外国投資家が本条第 10 項の規定を満たさない組織、または個人である場合は、証券ビジネス組織の資本金 51%未満のみ所有を許可される。

b) 本条第 7 項の c (証券会社の場合)、第 8 項の c (ファンド管理会社の場合) を遵守する。

11. 証券ビジネス組織は、株式を発行し、売出し・発行による資本剰余金、または出資証券の売却価格及び仕入価格との差額、繰越利益剰余金及び自己資本のその他合法的資金で増資することが出来る。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

a) 売出し・発行の額面及び売却価格との差額による資本剰余金からの増資である場合、会社は最新売出し・発行完了日から1年以上経過しないと実行できない。出資証券の売却価格及び仕入価格との差額による資本剰余金から発行する場合は、出資証券を全て売却しないと実行できない。

b) 繰越利益剰余金及び自己資本、その他合法的資金で新株を発行し増資する場合、会社は累計損失がなく、投資準備金・不良債権準備金・規定されたその他準備金の用意後に、実行する資金が十分にあることを確保しない限り実行してはならない。

12. 以下の条件を満たした証券会社はカバードワラントを売出すことができる。

a) 累計損失がなく、会計監査を受けた最新年度の財務諸表及びチェックを受けた最新半期財務諸表において資本金及び自己資本金が10,000億ドン以上ある。

b) 証券ビジネスに関連する全ての業務が認可されている。

c) 売出しの清算を保証するために預託銀行に基礎証券または現金を預託するのは関係者であってはならない。

d) 警告等を受けておらず、活動の一時停止・停止または統合・合併・解散・破産などの状況でないこと。

e) 前年度の財務諸表が承認された会計監査機関の監査を受けていること。

13. カバードワラントの売出しは実行する前に国家証券委員会の承認を得なければならない。カバードワラント売出しの書類・手順・手続き、預託レベル、基礎証券種類、清算に関する指標、時価総額、基礎証券の自由譲渡比率、売出しの規模、基礎証券発行元の財政指標は財務省の指導に従う。

**22. 第90条の次に第90a条を以下に追加する。**

#### **第90a条 不動産投資ファンドへの不動産による出資**

1. 投資家は、不動産投資ファンドの設立や不動産投資ファンドの資本金を増資するために以下の条件を満たした不動産を用いて出資することが出来る。

a) ファンド定款の規定を満たしファンドの投資目標・政策に適合する不動産。

b) 投資家が合法に所有し、所有権または使用権の譲渡が制限されず、抵当・担保・預託・閉鎖されず、民事の法律に従った担保取引中でなく、本政令第91条第2項の規定を満たした不動産。

2. 不動産を用いて出資した投資における公開出資証券売出し書類は、以下の通りである。

a) 公開出資証券売出し登録書の原本。

b) ファンド定款。

c) 公示表の原本、公示表の概要版。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

d) 監査銀行と締結した預託・監査に関する基本契約書、価格鑑定機関と締結した価格鑑定に関する基本契約書（ある場合）、不動産管理機関と締結した不動産管理に関する基本契約書、ファンド管理会社及び分配代理店と締結した出資証券分配に関する基本契約書。

e) 不動産にて出資する投資家名簿及びファンド出資者名簿（ある場合）の原本、出資金額を確定した不動産投資ファンド設立用の不動産現物出資の合意書及び以下の資料。

- 組織である投資家の場合における設立決定書、企業登録証明書またはその他相当資料の公証の写し。個人である投資家の場合の身分証明書、住民証明書の法的に適切な写し。

- 会議議事録、株主総会の決議書、取締役会の決議書、不動産投資ファンドへの現物出資に関する会社定款に適切する出資機関の所有者による決定書、出資証券譲渡制限条件を遵守するとの誓約書の原本。

- 不動産営業法、住宅の法律、土地の法律の規定に従った出資する投資家の不動産所有権・使用权を証明する資料の写し。

e) 独立会計監査機関の監査を受けた最新年度財務諸表、または独立会計監査機関が承認した不動産管理機関の最新年度不動産開発現状報告書、最新四半期報告書の原本。

g) 独立価格鑑定機関の2者が発行した不動産価格鑑定証書の原本。

h) 財務省のガイダンスに従った不動産投資ファンドの管理部門で働く業務担当社員に関する書類。

k) 発行保証誓約書（ある場合）

3. 不動産で出資した投資家の資金増資を目的とする出資証券売出し・発行書類は以下の通り。

a) 本条第2項の a・b・c・e・f・g に規定した資料

b) ファンド資金増資を目的とする出資証券追加売出し、発行の計画、資金運用計画を承認した会議議事録及び投資家総会の決議書の原本。発行書類・時点、発行金額、投資家選定指標、発行予定の出資証券を全て分配できない場合における売出しされる投資家との内容を承認した会議議事録及びファンド代表委員会の決議書。

c) 承認された会計監査機関の監査を受けた出資証券発行要請年度の前年度財務諸表の原本。

d) ファンドの存在不動産の価格鑑定・再鑑定結果報告書、価格鑑定証書、監査銀行の承認付きの書類提出時点における純資産金額報告書の原本。

4. 不動産投資ファンドへ投資される不動産の価格鑑定は価格鑑定の法律、不動産営業の法律及び関連法律の規定に従って独立価格鑑定機関の2者により実行されなければならない。価格鑑定は、出資証券売出し書類の提出、出資証券を発行した日付から6ヶ月後に実施される。ファンド設立の場合、出資財産の金額は、不動産で出資した投資家全員及び創業者（ある場合）の承認を得なければならない。ファンド資本金増資の場合、出資財産の金額はファンドの投資家総会に承認されなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

ファンドへ出資される不動産が出資時点において実勢価格より高く鑑定された場合、不動産で出資する投資家全員は鑑定された金額及び価格鑑定終了時点における実勢金額との差額を追加に出資し、故意に出資した不動産を実際価格より高く価格鑑定することによって発生した損害について連帯責任を負わなければならない。

5. 投資家からファンドへの不動産所有権・使用権譲渡は企業法律及びその他関連法律の規定に従って実行される。

**23. 第 91 条第 1 項の a・e を以下に改正し、追加する。**

### **第 91 条 不動産投資ファンドの投資活動**

1. 不動産投資ファンドは以下のことを確保しなければならない。

a) ファンドの純資産 65%以上が賃貸または安定的な収入を得るため投資され、本条第 2 項の規定を満たし、不動産営業機関である発行元の株式は保有・賃貸・売出しによる売上または収入が総売上・総収入の 65%以上占めること。

e) 不動産会社の株式への投資を除き、ファンドの純資産 35%以上が現金または現金に相当する証書、銀行の法律に従った有価証券及び流通証券、国債、政府保証付き債券、上場証券、取引登録証券、国債または政府保証付きの債券に投資される。それらの資産への投資は以下の限界を超えてはならない。

- 国債を除いたファンド総資産の 5%以上を同機関によって発行される証券へ投資してはならない。

- ファンド総資産の 10%以上を親子会社、連結会社の関係にあるグループ会社によって発行される証券へ投資してはならない。

- 一組織発行元の流通している証券の 10%以上に投資してはならない。

**24. 第 3 条、第 8 条、第 23 条第 1 項・第 4 項、第 60 条第 1 項の i、第 71 条第 10 項の b、第 77 条第 4 項を廃棄する。**

### **第 2 条 施行条項**

1. 本政令は 2015 年 9 月 1 日から有効とする。

2. 政府首相が 2009 年 4 月 15 日に公布し、ベトナム証券市場における外国投資家の参加比率について規定した決定第 55/2009/QĐ-TTg 号を廃棄する。

### **第 3 条 実行**

1. 財務省は本政令の施行を指導する責任を負う。

2. 各大臣、省に相当する機関の長官、政府直轄機関の長官、省・中央直轄市の人民委員会の委員長は本政令を施行する責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

政府代表  
首相

**宛先：**

- 共産党中央書記委員会、
- 首相、各副首相、
- 各省、省に相当する機関、政府直轄機関、
- 省・中央直轄市の人民取締役会、人民委員会、
- 共産党本部、各委員会、
- 共産党書記長事務所、
- 国家主席事務所、
- 民族委員会及び国家の各委員会、
- 国会事務所、
- 最高人民裁判所、
- 最高人民検察院、
- 国家会計監査機関、
- 国家財政監査委員会、
- 社会政策銀行、
- ベトナム開発銀行、
- ベトナム祖国戦線中央委員会、
- 各団体の中央機関、
- 首相府：長官、各副長官、首相アシスタント、傘下部局のウェブサイト、広報、
- 保管：書類管理部

**Nguyen Tan Dung**